

<言語文化研究科 言語文化専攻 博士後期課程> 科目詳細・出願資格

試験科目	科目詳細
筆記試験	専門科目※1 日本語教育学、言語学（日本語学を含む）、第二言語習得研究（英語教育学を含む）※2、日中対照比較研究（中国語学を含む）、日本文学（近代）、日本文学（古典）、英米文学※2、中国文学（近現代）から1つ選択
口頭試問	専攻するコースの領域について口頭試問を行う。
書類審査および国際電話などでの口頭試問	下記 1.～ 8.の研究分野の内、入学後予定する研究分野および提出された小論文※3や関連事項に関して、30分程度国際電話等による口頭試問を行います。 1.日本語教育学 2.言語学(日本語学を含む) 3.第二言語習得研究（英語教育学を含む） 4.日中対照比較研究（中国語学を含む） 5.日本文学（近代） 6.日本文学（古典） 7.英米文学 8.中国文学（近現代）

<備考>

※1：受験する領域と専門科目についての制限があります。入学後、学生は博士論文を書くための研究指導を受ける主たる研究分野を選び、所属することになります。その予定する研究分野と受験する専門科目は一致している必要があります。

※2：第二言語習得研究（英語教育学を含む）・英米文学については、事前に申し出があれば英語のみを使用して解答することができます。

※3：出願時に提出する小論文の題目についての制限があります。入学後、学生は博士論文を書くための研究指導を受ける主たる研究分野を選び、所属することになります。その予定する研究分野と提出する小論文の題目とは一致している必要があります。

出願資格

【1期】【3期】

一般入学選考

次の1.～7.のいずれかの要件を満たしていること。

1. 修士の学位または専門職学位を有する者、および2024年3月31日までに取得見込みの者
2. 外国において、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および2024年3月31日までに授与される見込みの者
3. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および2024年3月31日までに授与される見込みの者
4. 日本国内において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位または専門職学位授与された者、および2024年3月31日までに授与される見込みの者
5. 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者、および2024年3月31日までに授与される見込みの者
6. 文部科学大臣の指定した者
7. 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、2024年4月1日現在24歳以上の者。

※7については出願前に入学資格審査を行うため、該当すると思われる者は、事前に入試課越谷オフィスへ相談の上、本学指定日までに必要書類を提出してください。

社会人入学選考

次の1.または2.のいずれかの要件に該当する者。

1. 修士課程または専門職学位課程修了後、2年以上経過し、かつ専門にかかわる2年以上の実務経験を有する者。
2. 大学卒業後、5年以上経過し、かつ大学、研究所等において5年以上の研究歴および研究業績を有する者。研究業績とは学術雑誌等に掲載された論文（事例報告可とする。少なくとも8,000字程度以上の分量を有するもの）。

留学生入学選考

次の1.～3.のいずれかの要件に該当し、かつ4.および5.を満たす者。

1. 外国籍を有し、外国の教育機関で修士課程または専門職学位課程を修了した者、または2024年3月31日までに修了見込みの者。
2. 外国籍を有し、日本の大学で修士課程または専門職学位課程を修了した者、または2024年3月31日までに修了見込みの者。
3. 外国籍を有し、本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、2024年4月1日現在24歳以上の者。

※3については出願前に入学資格審査を行うため、該当すると思われる者は、事前に入試課越谷オフィスへ相談の上、本学指定日までに必要書類を提出してください。

4. 入学後「留学」の在留資格に変更できる者。

5. ①日本語教育学・言語学（日本語学を含む）・日中対照比較研究（中国語学を含む）・日本文学（近代）・日本文学（古典）・中国文学（近現代）を研究分野とする者については、本研究科で研究を行う上で十分な日本語能力を有する者。

②第二言語習得研究（英語教育学を含む）・英米文学を研究分野とする英語母語話者以外の者については、出願前1年以内にTOEFL®を受験済みである者。

<言語文化研究科 言語文化専攻 博士後期課程> 科目詳細・出願資格

【2期（国外募集）】

次の1.および2.に該当する者。

1. 主たる居住地が日本国外であること。
2. ①一般入学選考の場合、2期入試（国外募集）の出願時から試験日までの期間、日本国外で就労・就学中であること。
②留学生入学選考の場合、2期入試（国外募集）の出願時から試験日までの期間、日本に在留可能な査証を持たないこと。

一般入学選考

次の1.～7.のいずれかの要件に該当する者。

1. 修士の学位または専門職学位を有する者、および2024年3月31日までに取得見込みの者
2. 外国において、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および2024年3月31日までに授与される見込みの者
3. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および2024年3月31日までに授与される見込みの者
4. 日本国内において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位または専門職学位を授与された者、および2024年3月31日までに授与される見込みの者
5. 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者、および2024年3月31日までに授与される見込みの者
6. 文部科学大臣の指定した者
7. 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、2024年4月1日現在24歳以上の者。

※7.については出願前に入学資格審査を行うため、該当すると思われる者は、事前に入試課越谷オフィスへ相談の上、本学指定日までに必要書類を提出してください。

留学生入学選考

次の1.～4.のいずれかの要件に該当し、かつ5.および6.を満たす者。

1. 外国籍を有し、外国の教育機関で修士課程または専門職学位課程を修了した者、または2024年3月31日までに修了見込みの者。
2. 外国籍を有し、日本の大学で修士課程または専門職学位課程を修了した者、または2024年3月31日までに修了見込みの者。
3. 外国籍を有し、大学卒業後5年以上経過し、かつ大学、研究所等において5年以上の研究歴および研究業績を有する者。研究業績とは学術雑誌等に掲載された論文（事例報告可とする。少なくとも8,000字程度以上の分量を有するもの）。
4. 外国籍を有し、本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、2024年4月1日現在24歳以上の者。

※4.については出願前に入学資格審査を行うため、該当すると思われる者は、事前に入試課越谷オフィスへ相談の上、本学指定日までに必要書類を提出してください。

5. 入学後「留学」の在留資格が取得できる者。

6. ①日本語教育学・言語学（日本語学を含む）・日中対照比較研究（中国語学を含む）・日本文学（近代）・日本文学（古典）・中国文学（近現代）を研究分野とする者については、本研究科で研究を行う上で十分な日本語能力を有する者。

②第二言語習得研究（英語教育学を含む）・英米文学を研究分野とする英語母語話者以外の者については、出願前1年以内にTOEFL®を受験済みである者。

【国外から出願する場合】

● 出願にあたっては、事前に入試課越谷オフィスへ電話（TEL. +81-48-974-8816）またはメールでご連絡ください。メールでのご連絡は文教大学ホームページ（入試情報）内☒お問い合わせをご利用ください。

● 本学では、国外から出願する場合、「アドバイザー制度」を設けています。出願にあたっては「アドバイザー」をあらかじめ決めてください。アドバイザーは、日本に居住している方（国籍は問いません）で、志願者本人の家族・親族、または志願者の知人で、アドバイザーとして協力できる方をお願いしてください。

アドバイザーにお願いする内容は以下の通りです。

- (1) 志願者に代わって検定料の納入および出願書類の提出
- (2) 学納金の納入および入学手続書類の提出（入学手続時は、海外から学納金を納入することはできません）
- (3) 入国審査にかかわる査証取得等の手配
- (4) 渡日後の住まいの手配他、留学生生活上での諸問題について

● 在留資格認定証明書および査証取得に関する手続きについて

本学では入国審査にかかわる査証等取得に関する手続き（在留資格認定証明書交付申請を含む）の代理申請は行っていません。アドバイザーまたは民間機関に依頼し査証取得を行ってください。

特に、在留資格認定証明書交付申請をアドバイザーに依頼する場合は、そのアドバイザーが親族であることがわかる証明書を出入国在留管理庁へ提出しなければなりません。証明書を準備できない場合や、親族以外にアドバイザーをお願いする場合は、査証等に関する手続きは民間機関に依頼できるよう、事前のご準備をお願いします。民間機関に依頼する場合は、志願者本人が合格後、一度日本に入国しご自身で在留資格認定証明書の交付申請を行っていたく可能性があります。

なお、在留資格認定証明書の交付までには、申請後、最短でも2～3か月かかります。在留資格認定証明書交付申請の受付は、おおむね入学予定日の3か月前から行われます。4月入学生については、申請件数が多数となるため、入学予定日の4か月前から出入国管理局への申請が可能です。第2次入学手続きを完了していないと、入学許可書は発行されません。日程に余裕をもって第2次入学手続きを完了し、在留資格認定証明書を申請するようにしてください。

※留学生入学選考3期は、国外に居住している方の出願はできません。